

令和3年度事務事業評価一覧表 ※長与町第9次総合計画掲載の施策順

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
1	多様な協働の環境づくり	協働のまちづくり事業	地域安全課	継続実施	県立大学シーボルト校による地域活性化事業補助金を推進するため、補助金の要綱を見直し、大学構内において、周知ポスターの掲示を行った。	継続実施	ふるさとづくり推進事業補助金の活用については、引き続き積極的に活動団体の受け入れを行っていく。 ふるさとづくり推進事業補助金・大学による地域活性化事業補助金の周知を進めていく。 ・大学との連携を深め、補助金の周知を図っていく。 ふるさとづくり推進事業助成金については、広報やホームページにおいて周知を行っていく。	継続実施
2	多様な協働の環境づくり	大学連携事業	政策企画課	継続実施	新たな連携事業の掘り起こしを目的に、各課へ研究シーズ集の情報提供を行った。 より効果的な連携を図るため、大学と協議を行い、連携事業のマッチングや連携推進会議の開催時期を見直すこととした。 将来的な若者の地元定着を図るため、IT関係企業及び県立大学との連携事業(実証試験)の実現に向けた協議を行うとともに、町広報誌で大学の研究紹介を行う取り組みに着手した。	改善	県立大学の研究シーズや情報セキュリティ学科の動向を的確に捉え、相互の資源を活かした連携に向け、協議を行っていく。 ・県立大学の研究シーズを担当課が知ることができるよう、研究シーズを振り分け、各課が関係のある大学の研究を調べることができるようにする。 より効果的な連携及び学生の地元定着促進のために、大学と協議を行っていく。 IT関係企業及び県立大学との連携事業(実証試験)を実現し、今後の展開を検討する。	継続実施
3	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動推進事業	地域安全課	継続実施	自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、高田地区コミュニティ活動推進会議へ印刷機を配備した。	継続実施	地区コミュニティの活動についての情報発信を積極的に行うことで、地区コミュニティの活動への理解醸成を進め、活動参加を促進していく。 ・地域SNSを活用した情報発信を行っていく。 広報ながよにおいて特集記事を掲載する。	改善
4	地区コミュニティ活動の推進	コミュニティ施設管理運営事業	地域安全課	継続実施	ふれあいセンターの屋上からの雨漏り対策として、防水補修や雨樋の詰まり除去を行った。 南交流センターの備品について、利便性の向上のため補修等を行い環境整備を行った。	継続実施	各施設の維持管理については引き続き定期保守点検を行い、不具合の未然防止に努めていく。 ・ふれあいセンターについては屋上の維持管理を継続していく。 南交流センターについては、令和2年度と同様に修繕等により備品の管理を行っていく。	継続実施
5	自治会活動の推進	自治会活動推進事業	地域安全課	改善	近隣の登録者と連絡や情報発信を行えるコミュニティサイトを運営する(株)マチマチと協定を結び、地域の人々が繋がりやすい環境整備を行った。	継続実施	自治会の必要性や自治会活動の情報発信を行うことで、町民の自治会への理解醸成を深め、自治会への加入や活動への参加を促進していく。 また、役員のなり手不足解消のために、自治会の負担軽減を行っていく。 ・広報ながよにおいて特集記事を掲載する。 自治会配布に係る自治会の負担軽減を進めていく。 ホームページに自治会のバナーを作成する。	改善
6	経営感覚のある行政運営	総合計画進行管理事業	政策企画課	継続実施	次期総合計画素案作成の段階で、既存の各取り組みについて実績が伴わないものを含め、課題として残すべきもの、新たに設定すべきもの等を踏まえながら、新たな施策体系の取りまとめを行った。	継続実施	令和3年度からの計画期間となる「第10次総合計画」にあたっては、「第2期総合戦略」と一体化した計画となった。これを受け、施策評価および総合戦略の評価も一体的に実施し、効率的かつ効果的な評価を図ることができるよう、評価方法の検討を行う必要がある。 ・第10次総合計画の計画期間(令和3年～令和7年)に入ることを踏まえ、令和3年度事業に対する施策評価のあり方及び評価シートの作成を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
7	経営感覚のある行政運営	事務事業評価事業	政策企画課	継続実施	事務事業評価の目的は、成果重視の行政経営、効率的、効果的な行政運営の実現である。その目的を達成するために、事務事業評価マニュアルの改訂・公表部分の明確化を行い、対外的に説明できる内容となるよう留意した。	継続実施	継続的な事務事業評価の実施により、職員一人一人が効果的・効率的な事業の実施に関する意識を持って業務に従事できている。 今後もヒアリング等を通じて、事業を客観的に見直し、効率的な事業展開を検討していく。 ・評価シートの改訂を行い、シートの作成に対する職員の負担軽減や効率化を図る。また、ヒアリング等を通じて、効率的な事業展開について検討する。 第10次総合計画の期間(令和3年～令和7年)に入ることを踏まえ、次年度以降の評価の在り方について検討する。	継続実施
8	経営感覚のある行政運営	広域行政事業	政策企画課	継続実施	広域避難体制の構築、地球温暖化対策実行計画の共同策定及び圏域での長崎市国際理解出前講座の実施等を新たに取り入れた、第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョンを策定した。 長崎県サイクルツーリズム事業は事業実施に向けた具体的な整備目標を定めた中期的整備計画を策定した。	継続実施	第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョンに掲載されている取組について適正な進捗管理を実施するとともに、新たな取組について連携市町と協議を行う。 長崎県サイクルツーリズムは中期的整備計画に基づき事業実施に向けた関係機関との協議を進めていく。	継続実施
9	行政情報の発信と広聴機会の充実	町情報発信事業	秘書広報課	継続実施	ナガヨミックの各SNS(Facebook、LINE、Twitter)登録者数の増加を図るため、各アカウントを使用して、積極的な情報発信に取り組んだ。 【5ヶ年の登録者数の推移(平成27年度末→令和2年度末) Facebook:573人→719人、LINE:1,642人→3,819人、Twitter:304人→864人】	継続実施	長与町のイメージキャラクター『ミックン』を通じて、長与町に対する「興味・関心・親しみ」を持っていただくために、キャラクターグッズの販売、着ぐるみの貸し出しなどを通じて『ミックン』を積極的にPRしていく。SNSについては今後も積極的に活用し、情報発信を行っていく。 ・過去の売り上げ等を分析したうえで、新しいグッズの製作・販売を行う。また、ホームページだけでなく、広報誌やSNSなどでもグッズの周知を行う。 着ぐるみの貸し出しについて、使用回数が伸び悩んでいるためホームページなどで周知を行う。 若い方への情報発信の手段として新しくInstagramを導入する。 令和3年度より、長崎県立大学 シーボルト校との連携事業を活用し、若い世代への効果的な情報発信や新たな手法などを検証する「長与町広報モニター」を実施する。	拡充
10	行政情報の発信と広聴機会の充実	広報誌発行事業	秘書広報課	継続実施	町の施策の柱である「子育て」「教育」「健康づくり」などのほか各号で特集を組み、インタビューや活動写真を多数掲載することで、読みたくなる、わかりやすい、つたわる誌面づくりに努めることで、町内外への本町の魅力の発信に努めた。また、町民が広報誌を身近な生活範囲の中で入手しやすくするため、広報誌の設置箇所として、新たに町内スーパー4店舗、コンビニエンスストア16店舗を追加した。	継続実施	誌面全体のスリム化を図りながらも、行政情報だけでなく、町民が楽しめたり、情報交流できるような「遊びごころ」のあるコンテンツを広報誌に取り入れていく。 ・掲載情報の精査、QRコードによるホームページやサイトへの誘導などを行い、誌面全体のスリム化を図る。 町公式Instagramを新たに開設し、若い方への情報発信の手段として、広報誌とも連携して活用する。 まちがいさがしやクロスワードなど、読者に楽しんでもらえるようなコーナーの掲載機会を増やす。またデザインQRコードなど視覚的に楽しめるものを取り入れる。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
11	行政情報の発信と 広聴機会の充実	ホームページ運営事業	秘書広報課	拡充	令和3年3月31日にホームページをリニューアルし、CMS(コンテンツマネジメントシステム)を導入した。リニューアルの際に、サイト構成の見直しやウェブアクセシビリティ(主に高齢者や障害者(一時的に怪我をしている場合などを含む)など身体に障害や不自由のあるウェブ利用者に配慮したホームページなどのウェブサービスを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあること)に沿ったページになるよう修正を行った。また、職員に対してCMSの操作方法や、ウェブアクセシビリティに沿ったページを作成できるよう研修を行った。 ホームページのリニューアルについては、広報ながよおよび町ホームページ、SNSでも周知を行った。(広報ながよ:令和3年3月号~5月号へ掲載、ホームページ:3月11日~掲載、SNS:3月26日、4月1日更新) リニューアルにあわせて、よくある質問(Q&A)の見直しを行った。	拡充	CMS(コンテンツマネジメントシステム)の活用により、さらに迅速で豊富な情報提供を心がけ、町民はもとより、全国に向けての情報発信・PRを行う。 リニューアルして、便利な機能が増えたため、それらを活用することで、より効果的な情報発信を行っていく。 ・引き続き、迅速で豊富な情報提供を行っていくとともに、ウェブアクセシビリティに沿った運用の徹底を図る。 町民の方に向けて、ホームページの便利な機能について周知を行う。 スマートニュースアプリへ長与町チャンネルを追加し、町ホームページの情報が掲載されるよう連携する。 ホームページと連携した長与町公式アプリを作成する。	改善
12	行政情報の発信と 広聴機会の充実	広聴事業	秘書広報課	継続実施	開催したほっとミーティングにおいて、各方面と意見交換を実施し、一定の広聴機会を確保できた。会議の冒頭では、ほっとミーティングの趣旨を簡単に説明し、会議の進行をするなかで発言を促すなど、提案や意見について、気軽に話しやすい雰囲気づくりに努めた。 まちづくり提案箱には、各種提案が積極的に投函され、対応が可能なものについては、回答に併せて対応をしているため、「対話の町政」を推進するための一助となっている。 両事業とも広報誌やホームページで事業内容を紹介し、募集をかけた。また、提案箱設置施設において、投函用紙の裏面にチラシを印刷するなど、事業の周知を図った。	継続実施	ほっとミーティングについては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、広聴機会の確保のため、引き続き事業を継続する。 まちづくり提案箱については、コロナ禍において提案箱設置施設への来客数の減少が、投函数に一定影響しているものの、継続的に投函があっており、広聴機能を果たしているため、継続する。 ・両事業とも、広報誌やホームページで周知し、募集をかける。 まちづくり提案箱設置施設を追加する。	改善
13	行政改革の推進	人事評価事業	総務課	継続実施	制度理解の定着及び評価のばらつきを解消するため、新規採用職員に対する「被評価者研修」や新たに評価者となる管理職に対する「評価者研修」を開催するとともに、会計年度任用職員への人事評価を行い、制度の定着を図った。 研修においては、WEB形式での研修を行い、新型コロナウイルスの感染防止に努めつつ、各種研修を実施した。また、「変わらば計画!」において業務改善計画の提案を募集し、研修事業との相乗効果を図った。	継続実施	公平な評価制度や組織パフォーマンスを向上させ、計画や課題への共通認識を深め、適正な評価により職員のモチベーションの高揚を図る。 庁舎内研修などを継続実施し、連携市町との研修事業を活用するなど、より多く研修参加の機会が与えられるよう努める。助成金などの特定財源を十分に活用し自主研修などを充実させていく。職員自らが、業務効率化に取り組む職場風土の醸成を図っていく。 ・人事評価においては、引き続き研修会を開催し、公平な評価制度の構築及び制度理解の定着を図る。 新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定の研修の中止や延期が相次いでいるため、通信教育の促進やWEB研修への切り替え、日程の調整等を行いながら、事業を進める。	継続実施
14	効率的な財政運営	納付環境整備	税務課	継続実施	新たな納付方法として、キャッシュレス決済の全庁的な導入に向けて関係部署と協議等を行い、導入を決定した。	改善	今後も口座振替納付を推進していくが、利用者の利便性を考えると金融機関等の営業時間外に納付できるコンビニ納付やさらにコロナ禍において人と接することなく納付できるキャッシュレス決済など、情勢にあった納付方法を費用対効果を考慮しながら検討していく。 ・新たな納付方法として、令和3年4月からPayPay及びLINE Payによるキャッシュレス決済を導入する。	継続実施
15	効率的な財政運営	ふるさと長与応援寄附金事業	産業振興課	継続実施	県外から県内の委託業者の変更にとまらぬ、地域密着で返礼品の掘り起こしを積極的に行った。	継続実施	返礼品の掘り起こしを行い、寄附の増加に努める。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
16	効率的な財政運営	町営駐車場管理事務	契約管財課	継続実施	令和元年度より、「月極駐車において使用料の未納がある場合、翌月の駐車許可証を発行しない」方法へ運用変更したことにより、令和元年度同様、令和2年度も未納者がいなかった。	継続実施	嬉里駐車場については、周辺に民間の駐車場が増え、商業施設などの社会環境も設立当初と大きく変わっており、時間駐車利用者が減少している。今後の運用について見直しが必要と考えている。 ・嬉里駐車場の料金精算方法等の具体的な検討を行う。	改善
17	効率的な財政運営	普通財産管理事務	契約管財課	継続実施	土地の払い下げについては、三根郷の山林1,411㎡を払い下げた。 町有地の草刈りについては、町有地17件の草刈り、樹木剪定を行った。	継続実施	現状の把握分析を行い、利活用されていない土地の売り払いを行う。 維持管理(草刈等)については、開発事業の実施により対象地が増加することが予想されるため、実施時期や頻度の適正化に向けてルール化や草刈りの一括発注を研究する。 ・定期的に実施している草刈り対象地について、全体見直しを再度行い、実施時期や頻度の適正化を図る。 令和2年度に選定した売却可能な町有地の売却を検討する。	継続実施
18	効率的な財政運営	庁舎管理事務	契約管財課	改善	経年劣化していた中央監視盤をデジタル一元管理方式へ更新し、運転管理の効率的な運用が出来るようになった。 高圧電力施設の電力供給にかかる競争入札を行い、基本料金、使用単価を縮減できた。 老朽化した電話交換機1基を新しく交換した。 庁舎内の7台の複合機リースを予定どおり一括発注した。	改善	光熱水費について複数契約の集合、契約形態及び仕様の適正化によるトータルコストの縮減を図る。 長期的視点による施設及び設備の適切な維持管理、長寿命化によるトータルコストの縮減を図る。 ・照明のLED化を具体的に研究する。 脱炭素社会の推進を視野に公用車の利用目的等を把握し、リース更新の際には低燃費、低炭素排出仕様を選定理由の上位に位置付けるなど出来ることから順次取り組んでいく。	改善
19	効率的な財政運営	公共施設等総合管理計画事業	政策企画課	継続実施	個別施設計画について、予定通り令和2年度中に策定・公表を行った。また、総合管理計画の見直し(改訂)の方向性について、計画の基本的な方針は当初計画を踏襲し、国の指針や個別施設計画の内容を反映させることとした。	継続実施	今後も、各施設所管部署との調整を行うとともに、検討推進委員会での議論を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定・見直しを行い、全庁的な公共施設等のマネジメントを進めていく。 ・総合管理計画の改訂を行うとともに、各施設所管課及び財政担当課と連携し、策定した計画の実効性を担保する取り組みの検討を進める。	継続実施
20	効率的な財政運営	収納推進対策事業	収納推進課	改善	自主納付の徹底を目的として徴収嘱託員を廃止したことにより、事務経費の削減に加え新規滞納の抑制や納付環境の改善を行った結果、国民健康保険税の収納率は大幅に上昇した。	改善	新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対しては、保険料減免や徴収猶予を案内するなど、資力がある滞納者とは区別しながら徴収を行う。	継続実施
21	乳幼児教育の充実	保育所運営事業	こども政策課	拡充	認可保育所による定員弾力化や上長与こども園の2・3号(保育)定員増の成果により、4月1日現在 待機児童0名となった。	拡充	保育ニーズを把握しながら定員の弾力化や見直しを進め、引き続き待機児童解消に取り組んでいく。 ・令和3年度当初に1施設 幼稚園から認定こども園へ移行するため、より多くの保育の受け皿確保を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
22	乳幼児教育の充実	高田保育所管理運営	高田保育所	拡充	看護師配置を拡充し、医療的ケア児の受入を安全に実施。町内保育園の受入促進のため、実施状況報告、様式提供などを行った。 一時預かりの単独クラスを設け、人的体制の整備を実施し、受け入れ拡充が実現した。 ICT導入に向けてインターネット環境の整備を行った。保育の質向上のため職員同士による保育観察を実施した。園庭に築山を設置し植樹を行い多様な遊びができる環境を整えた。	拡充	①入所児童に対する通常保育②町内の子育て家庭に対するサービス提供(一時預かり等)③その他の先駆的な取り組み(医療的ケア児の受入等)を公立保育所としてバランスを取りながら、町内の状況、財政状況を踏まえ実施していく。 ・令和3年より3～5歳の児童のクラス数を3クラスから2クラスに縮小し、職員の適正な配置、安定的な運営を図る。その2クラスでは異年齢保育を実施。異年齢の交流を通して社会性等の非認知能力を育むなど保育の質の向上に努めていく。定員については、町全体の動向を見ながら検討していく。町内の一時預かり実施園は2年度同様4か園でニーズが高いと予想される。引き続き、専用のクラスを設け、受け入れを行っていく。また、支援センターや母子保健と連携を密にし、育児負担が大きい家庭に対しサービスの提供を実施する。医療的ケア児受入れについては、町内の受入促進のため情報提供を行う。保育士向け学習会についてはZOOMIによるオンライン研修を取り入れていく。	継続実施
23	乳幼児教育の充実	私立幼稚園預かり保育促進事業	こども政策課	継続実施	特になし	継続実施	子育てのための施設等利用給付と証明書類様式の統一を検討し、利用者の負担軽減を図る。また、就労証明書については、国の様式に統一することにより、事業所の負担軽減も図る。	継続実施
24	乳幼児教育の充実	乳幼児教育事業	生涯学習課	継続実施	新たにママとベビーのヨガ教室、ミニ運動会、クリスマス会、ひな祭り会を実施した。親子のふれあいの場を数多く提供することができ、参加者数も増加した。	拡充	新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら、家庭教育学級開設を働きかけていく。 令和2年度から新たに開講した乳幼児講座を継続し、定着を図る。	継続実施
25	学校教育の充実	教育内容の充実	学校教育課	継続実施	標準学力調査では、結果の分析を行うことで、一人一人に応じたきめ細かな指導に生かすことができた。臨時休校に備え、児童生徒のアカウントを作成し、学習資料を送信できるシステムを構築した。令和3年度からのタブレット学習のため、校舎内のWi-Fiを整備した。	拡充	標準学力調査は、学力向上において重要であるため、今後も継続して実施する。 タブレットを活用した学習の充実を図る。 ・タブレットを活用した有効な学習方法を試行する。(アプリの活用) 長与中学校でふるさとを活性化するキャリア教育事業を実施する。	継続実施
26	学校教育の充実	ながよ検定	学校教育課	継続実施	GIGAスクール構想に伴いR3年度から児童生徒がタブレットを一人一台使えるようになるため、小学校3年生以上のテキストのデジタル化を整備した。	改善	デジタル版ながよ検定テキストのメリットデメリットを踏まえた新しい取組や活用方法を検討する。 ・ながよ検定の問題をフラッシュカードにし、タブレット端末を使ってドリル学習ができるようにする。	改善
27	学校教育の充実	特別支援教育の充実	学校教育課	継続実施	講師を招聘し、小中学校の教職員に向けての研修会(発達検査結果の活用について)を実施した。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により開催回数は減じたが、町内全小中学校の特別支援教育関係者による月例会を年間4回開催した。 学校からの要請に応じ、指導主事が学校を訪問し、特別支援学級や通級指導教室での指導について助言した。	継続実施	配慮を要する児童生徒のための校内支援体制の一層の整備充実を図る。 発達障害等の理解とその対応について学校の全教職員に向けた研修会を開催する。 ・特別支援教育支援員の効果的な活用について各学校の特別支援教育コーディネーターに周知する。 特別支援学級担任、通級指導教室担当者のみならず、通常学級の担任に向けた研修会を実施し、配慮を必要とする児童生徒への指導及び支援についての研修の機会を設ける。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
28	学校教育の充実	心の問題への対応	学校教育課	継続実施	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会の実施は叶わなかったが、各学期1回のペースで連絡会を開催し、各校の状況等について情報共有を行った。 また、スクールソーシャルワーカーが学校に出向いた際にも、相談員や学校の担当者と情報共有を行い、それぞれの学校における不登校傾向の児童生徒の状況の把握に努めた。	継続実施	学校と教育委員会だけではなく、他の関係機関との連携強化に努め、保護者を含めた相談支援の体制をさらに整えていく。 ・いじめの被害、加害の両方の立場の児童生徒の心情理解や不登校傾向の児童生徒への対応について、スクールカウンセラーによる研修会を各校において開催する。 スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について学校の理解を深めるために講話を行う。	継続実施
29	学校教育の充実	地域人材を活用した学校教育の推進	学校教育課	拡充	各小学校に学校運営協議会を設立した。新型コロナ感染拡大防止という理由で活動を中止するのではなく、参加人数や規模を縮小するなど感染防止に努めながら実施した。	改善	コミュニティ・スクールの円滑な運営を各学校で行っていきけるよう積極的に支援する。	継続実施
30	学校教育の充実	学校給食の充実	学校教育課	継続実施	新型コロナウイルス感染症に係る県産農水産物の販売促進事業により、様々な県産品を学校給食に無償で提供いただき県産品の良さを知る機会となった。また、感染拡大防止のため、月2回開催していた野菜の価格会をメールと電話で協議する方法に変更した。給食費の公会計化について、県内全ての市町村に現状と方向性についての調査を行った。	改善	学校給食費は各学校の私会計で取り扱っているが、令和5年度以降からの公会計化を目指し移行準備を進める。 ・給食費公会計について、庁内関係課と協議の上、具体的な方向性を定める。	継続実施
31	学校教育の充実	英語推進事業	学校教育課	継続実施	特になし	継続実施	現況下においては、ALTの確保、感染防止対策を講じたコミュニケーション活動の実施は難しいが、状況の改善があればNICE事業は継続し、児童生徒の英語学習への興味関心を高めていく。 小学校外国語科の充実のため英語専科教員の配置を継続するとともに、研修会や定期的な情報交換会の開催を継続していく。 ・小学校英語教育についての小中学校英語科合同の研修会の実施。 ながよ検定(英語)の継続的な取組。 長崎県イングリッシュ・パフォーマンスコンテストへの町代表選考会の実施 新型コロナウイルス感染状況を見極めた上でのNICEあるいは代替の活動の実施。	継続実施
32	学校教育の充実	学校施設等改修事業	教育総務課	拡充	長与町学校施設の長寿命化計画を策定した。計画に基づき、大規模な改修として長与北小学校外壁改修工事を実施した。 その他、児童生徒1人1台端末を使用できるように高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。 また、安全・安心な施設環境づくりとして、洗切小学校・高田小学校・長与中学校・長与第二中学校の普通教室のLED照明取替や学校の便器の洋式化を実施した。この他にも老朽箇所の改修を随時実施し、安全・安心な施設の整備に努めた。	拡充	今後も施設の現状把握に努め、優先順位をつけ計画的に施設の改修を行い、効率的な事業の遂行に努める。 ・長与小学校体育館の改修工事など、長寿命化計画に基づく学校施設の改修を実施予定。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
33	学校教育の充実	学校教材整備事業	教育総務課	拡充	令和2年度には全国一斉にGIGAスクール構想が進められ、小・中学校の全児童生徒用にタブレット(ipad)を3,600台購入し、学習者用端末として貸与した。本格的なICT教育推進のため、1人1台の端末整備及び高速大容量の通信ネットワークの工事についても完了し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の整備を行った。	拡充	令和3年4月から本格始動したGIGAスクール構想で、一定必要な環境整備は完了したが、今後、学校施設におけるアクセスの不具合がないよう管理が必要となる。加えて、クラウド活用も含むセキュリティ対策や、学校間での利活用に差が出ないよう学校現場と教育委員会で情報共有を行う。 ・環境整備にかかる不備・不具合等がないかの確認に加え、考えられるあらゆる状況に対応できるようなセキュリティ対策を講じるための研究を行う。また、学習用ツールとしてipadの利活用を日常化するために、ICT導入及び運用にかかる学校現場と教育委員会で協議・情報共有を継続して行う。	拡充
34	学校教育の充実	教職員の資質の向上	学校教育課	継続実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、リモートによる研修会を実施した。	継続実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、研究発表などが中止となり指導助言をする機会が減ったが、学校訪問の回数を増やしたり、町教育委員会主催の研修会を増やしていくなど充実を図る。	改善
35	青少年の健全育成	青少年の健全育成事業	生涯学習課	拡充	「地域子ども教室」を3講座から4講座に拡大し募集をかけた。町民のつどいは、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったが、「家庭の日・人権作文標語コンクール」を実施し、作文集を全児童生徒、関係者へ配布した。	継続実施	子どもの居場所づくり、様々な体験、交流活動の機会をより多く提供するため、子どもたちに経験してほしいと思うテーマと子どもたちのニーズを考慮しながら各公民館において開講していく。 通学合宿モデル事業を参考に、5小学校区の学校運営協議会において実行委員会形式で実施する。 ・社会教育推進指導員会の活動方針を「様々な体験を通して、生き抜くための力や術を身につけよう」と定め、「背浮の実践体験」や「災害時のサバイバル術」など、体験型の講座を開講する。	継続実施
36	生涯学習の推進	生涯学習推進事業	生涯学習課	継続実施	主催講座受講者を対象に講座を受講したことによる生きがい、地域との関わり等について変化があったか等、受講後にアンケートをとり、受講者の感想や要望の調査を実施した。 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、他市町、県、国の動向やガイドライン等情報の収集を行い、適切な運営を心掛けた。 受講率等よりも安全性に注力し、ガイドラインをもとに利用人数の制限を設けたり、講座の延期や、中止等対応を行った。 公民館の主催講座として、夜間中学校の簡易版「学びなおし講座」(中学1年生程度の英語と数学)を開講した。	改善	コロナ禍により、公民館の目的である「つどろ」ことに障壁が生じており、受講者が安心して受講できるように開催方法や対策を講じていく。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を丁寧に行いつつ、講座の開催・運営を進めていく。 若者や男性をターゲットにした新しい講座を開講する。	改善
37	生涯学習の推進	公民館等管理運営事業	生涯学習課	拡充	勤労青少年ホームのエレベーター管理室外壁改修工事を行った。 公民館5施設において、トイレの洋式化改修工事を実施した。 上長与地区公民館前グラウンド駐車場は、砕石をまいたことで水はけ改善の効果が見られた。 上長与地区公民館元浴場部分は、コミュニティホールとして活用することを決め、外壁工事と合わせて設計業務を委託した。令和3年度に改修工事を行う。	改善	現在の施設については、定期点検の確実な実施により、安心安全な施設の維持管理に努める。 ・上長与地区公民館改修工事(コミュニティホール、外壁)を実施する。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
38	生涯学習の推進	図書館運営事業	生涯学習課	継続実施	和室、休憩コーナーのエアコン設置工事、施設全体の非常灯取替工事を実施した。 図書館システムの更新に向け、他自治体へ視察を行った。 電子図書館を開館した。 図書除菌機を導入した。	拡充	町民が安心して利用できる図書館の適正な維持管理に努める。町内の公共施設や町立小中学校の図書室と連携して、図書館サービスの向上に努める。電子図書館サービスの充実に努める。 ・図書館ホームページ及び本の貸出しやホームページからの予約ができる図書館システムを公募型プロポーザルにより、更新する。	拡充
39	生涯学習の推進	学社融合事業	生涯学習課	継続実施	特になし	継続実施	今後も地域の方や様々な世代の方々と連携・協働し、地域とともにある学校、郷土を愛する子どもたちの育成につながるよう、活動を継続していく。	継続実施
40	生涯学習の推進	社会教育活動事業	生涯学習課	継続実施	長与町ファシリテーターを対象にスキルアップ研修会を開催した。	継続実施	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、ファミリープログラムやメディア安全指導の活用を呼びかける。また、継続してファシリテーターやメディア安全指導員の育成に努める。 ・ファシリテーターの養成講座を開催する。 「家庭教育10か条」を取り入れたファミリープログラムの長与版を作成する。	改善
41	生涯スポーツの推進	スポーツ大会・教室の充実及び参加促進	生涯学習課	継続実施	小学校スポーツ教室・体育館講座は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ取り組んだ。	継続実施	事業を継続し、健康増進・親睦融和、スポーツの普及・振興を進めていく。 ・小学校スポーツ教室、体育館講座は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ取り組んでいく。	継続実施
42	生涯スポーツの推進	スポーツ団体・指導者の育成	生涯学習課	継続実施	体育協会と長与スポーツクラブとの情報交換を体育協会の理事会で行った。	継続実施	体育協会や大会出場者への補助金の交付を継続していく。体育協会や長与スポーツクラブに対して、施設の優先借用を継続していく。 スポーツ団体・指導者に対して、有用な情報配信に努める。 ・体育協会の支援として、アクアスロン大会運営等に協力する。	継続実施
43	生涯スポーツの推進	スポーツ施設の充実と有効活用	生涯学習課	継続実施	運動公園広場の陸上競技場の改修工事を行った。ロープウェイ遊具の更新を行った。町民体育館の排煙窓の修繕を行った。多目的広場の芝の整備を行った。	継続実施	町民にスポーツ活動の場所を提供するために、施設の老朽化への対応及び体育施設の充実を図る。 ・予約システムをオンライン化するため、令和3年度システムを構築し、令和4年度稼働を目指す。	改善
44	文化・芸術の振興	文化財保護事業	生涯学習課	継続実施	遺跡めぐり研修会、歴史講座「地域の文化財を楽しむ-長与の焼き物-」を開催した。また、「ながよ遺跡マップ」を作成した。 周知の包蔵地である「長与三彩窯跡」に該当する宅地部分と物原を含む山林部分を購入した。	継続実施	郷土への理解を深め、文化財への関心を高めるため、今後も遺跡めぐり研修会や歴史講座等を開催していく。 令和3年度から3か年をかけて、長与三彩関連遺構発掘調査を実施し、報告書を作成する。 ・長与三彩関連遺構発掘調査の第1期調査を実施する。その際、発掘現場の見学を含めた講座を計画し、実施する。	拡充

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
45	文化・芸術の振興	文化施設管理事業	生涯学習課	継続実施	町民文化ホールの舞台音響設備入替工事設計業務委託及び外壁改修工事設計業務委託を実施した。 経年劣化した天井反射板減速機(1台分)・ワイヤーの交換工事を実施した。 急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の防止対策に対応するため、エアハンドリングユニットの改修工事及びサーモグラフィカメラや非接触型体温計等の配備を行った。	改善	町民の文化活動の拠点である町民文化ホールや陶芸の館の適正な維持管理に努め、施設の老朽化に対処していく。 照明機器のLED化・空調設備の更新を視野にいれ、方法・時期等について検討する。 ・町民文化ホールの舞台音響設備入替工事及び外壁改修工事を実施する。	改善
46	文化・芸術の振興	文化芸術振興事業	生涯学習課	継続実施	新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、ゴルゴ松本氏による文化講演会、町民文化祭(学校作品展を除く)を実施した。 芸術文化の振興その他の文化活動の支援により地域の文化振興を図るため、町文化協会へ補助金を交付した。 文化関係大会出場者へ周知が行き届くよう「文化大会出場補助金」について、町内小中学校だけではなく、附属小中学校、県立高等学校や私立小中高等学校へ文書を送付した。	継続実施	町民主体による文化活動の振興、文化・芸術団体の育成を図るため、多様な文化活動や各種教室等の周知、支援に努める。引き続き、町文化協会への補助及び文化大会出場者への周知の推進や補助を実施することで、町民の文化活動を支援していく。 「町民文化祭」は、子どもから大人まで幅広い年代が出演しており、日頃の練習の成果を披露できる絶好の機会となっている。入場者数も平均700人～800人と多く、毎年賑わいを見せている。今後も内容の充実を図りながら継続していく。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に講じ、平和コンサートinながよ、町民文化祭、自主事業を開催する。引き続き、町文化協会への補助、また文化大会出場者への周知の推進と補助を行う。	継続実施
47	国際交流の促進	国際交流事業	政策企画課	改善	・新規事業として実施した「英語で絵本の読み聞かせ会」では、カルタやビンゴゲームを取り入れ、園児が英語に興味を持つように工夫した。	改善	今後も町国際交流協会と連携して国際交流の推進を図る。また、外国人が暮らしやすい地域社会づくりに向けた取組を進める。 ・長与町国際交流協会を支援し、町民の国際交流を推進していくための語学講座や国際理解セミナーを始めとする各種事業を実施していく。また、第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業として、新たに長崎市国際理解出前講座を実施する。いずれの事業についても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、国際交流事業の参加者増を図る。	改善
48	人権の尊重	人権教育推進事業	生涯学習課	継続実施	・啓発冊子「ながよ人権12か月」の一部改訂 ・「家庭教育10か条」ののぼり旗を全小中学校に配布、下敷き(裏面には、新しい生活様式について記載)を全児童生徒に配布した。 ・庁舎前人権標語広告塔の改修を行った。	継続実施	「人権」をテーマにした研修会の開催について、広報や関係団体等を通じて周知を図り、「人権」について考える機会、啓発資料を提供していく。 ・西彼杵郡人権教育研究大会を実施する。 社会人権・同和教育地区別研修会を開催する。 家庭教育10か条の啓発グッズを作成し、配布する。	継続実施
49	平和意識の高揚	平和事業	総務課	継続実施	特になし	継続実施	「平和のつどい」や「原爆展の開催」などの取組を行う。 灯ろうの作成を広く周知するなど、参加者が増えるような取組を行う。 「長与町被爆体験談集」の活用や、学校での平和教育などを通じて、若い世代に平和への思いを伝えていく。	継続実施
50	平和意識の高揚	平和学習事業	学校教育課	継続実施	特になし	継続実施	学年に応じた系統的な平和学習の学習目標を設定し、今後も継続的な平和学習を行うことで、平和意識の高揚を図っていく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
51	男女共同参画社会の実現	男女共同参画事業	政策企画課	継続実施	・男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動週間に、庁舎ロビーにてパネル展示を行い啓発を行った。女性に対する暴力をなくす運動週間については、庁舎ロビーに加え、図書館でのパネル展示と関連書籍コーナーの設置を行い、より効果的な啓発に努めた。 ・「県南地域活動促進会議」による「防災」をテーマにした研修会が開催され、長与町男女共同参画推進委員及び町職員が参加した。	改善	第3次計画に基づく進捗管理を行い、町内における男女共同参画社会の取組を進める。 ・男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動週間に、庁舎ロビーにてパネル展示を行い、啓発を行う。随時、ポスターの掲示やカードの設置を行い意識向上を図る。また、町職員に対し研修会の周知を図り、職員の意識向上を図る。	継続実施
52	農業の振興	農業生産基盤整備事業	産業振興課	継続実施	生産基盤整備事業における事業計画書の作成、水源調査及び土壌調査を行った。	継続実施	樹園地はすぐには収穫できず、本格的な収穫まで植栽後5年～10年程度かかるため、その間の収入確保を検討する対策の一つとして、リタイアする耕作者の農地を農地中間管理機構を活用し貸借契約を推進する。 ・灌漑用水確保に向けた揚水試験を実施する。	継続実施
53	農業の振興	耕作放棄地発生防止事業	産業振興課	継続実施	特になし	継続実施	中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金いずれも5年間継続して活動を行う必要があり、耕作放棄等違反があった場合は活動初年度に遡って交付金を返還しなければならないという大きなペナルティがある。そのため、取り組みに躊躇し、取組対象面積が減ってきている。活動面積から除外した農地は荒廃してしまう可能性が高く、耕作放棄地発生防止のために活動面積を維持することを目標として取り組みを行う。 ・制度の取り組み集落の事務が煩雑とならないよう積極的にサポートを行い、現地確認等を通じ取組集落の農地管理状況の把握に引き続き努める。	継続実施
54	農業の振興	農業経営基盤強化促進対策事業	産業振興課	改善	農道事業等補助金の採択基準について、受益戸数を2戸以上から1戸以上に変更し、認定農業者の補助率を50%から60%に嵩上げたことにより、補助事業の利用者が増加し、生産性の向上に寄与することができた。	継続実施	農道や農地等の農業基盤の整備は生産性の向上に直結することから、今後も継続して行っていく。 また、今後は、ドローンを活用した農薬散布等のスマート農業を推進し、アシストスーツの購入補助等の労力支援も推進していく。 ・農薬散布用ドローンの操作資格の取得費用を助成し、自己農地以外の農地についても農薬散布の受託業務を展開するよう、推進していく。 また、アシストスーツの購入補助を行い、高齢者が農業を継続しやすい環境を整備していく。	改善
55	農業の振興	有害鳥獣対策事業	産業振興課	継続実施	事業説明会等の機会にワイヤーメッシュの整備や維持管理に係る資料を配布したことで、被害が抑えられた。	拡充	猟友会によるアナグマ等の中型哺乳類の捕獲についても、推奨していく。 ワイヤーメッシュ柵設置後の適正な維持管理を継続していくため、様々な会合等を通じて指導を行っていく。 ・中型哺乳類の捕獲報奨金額を増額する。	拡充

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
56	農業の振興	地場産業の6次産業化や農商工連携、企業参入等の促進	産業振興課	継続実施	新たな特産品開発を目的として、県の補助事業を活用し、町内の食品加工業者と農業法人が連携し、長与産のオリーブを使ったソーセージの開発を行った。	改善	事業主体の自立的な運営を促す一方で、製品開発等については町と事業主体等との連携した体制を継続する。6次産業化についての相談は県振興局、農産加工流通課とも連携し、総合的な支援体制を整える。その他農業の企業参入に向けては引き続き、農地中間管理事業を活用した貸出希望農地の情報提供に努める。	継続実施
57	農業の振興	生産性の向上とブランド化の促進	産業振興課	継続実施	販路拡大を図るため、ふるさと応援寄付金返礼品の掘り起こしを行い、返礼品数が増加した。	改善	農業振興には必要な事業であり、今後も継続して行っていく。	継続実施
58	農業の振興	地産地消の推進	産業振興課	継続実施	直売所向け野菜苗について、注文できる機会が限られていたため、各直売所で常時注文できるよう改善した。また、苗の種類を増やし、種も補助対象としたことで、各農家が積極的に栽培、販売するようになり、農業者の所得向上並びに直売所の販売額増加につなげることができた。	継続実施	農業振興には必要な事業であり、今後も継続して行っていく。	継続実施
59	農業の振興	ふれあい農園事業	産業振興課	継続実施	一部の農園において区画の新設や水路の設置など利用者の利便性向上に努めた。	改善	使用料収入と維持管理費用の差額をできる限り抑えるため、計画的な設備更新と空き区画を減らすことにより使用料収入の増加に努める。	継続実施
60	林業の振興	林業振興事業	産業振興課	継続実施	治山事業2箇所が新規採択された。里山林整備事業により、洗切小学校裏門階段の通学路の見通しが良くなり、安全性が向上した。昨年まで問題となっていた里山林整備後の維持管理については、管理用通路を作り、地元で組織的に維持管理を行うこととした。本川内郷36林班(12人、6.8ha)において、直営により森林経営管理制度の意向調査を行い、本川内郷13林班(23人、10.7ha)において、森林環境譲与税を活用して、委託により森林の現地調査を行った。	拡充	岡郷大迫地区、丸田谷・皆前治山事業については、施工範囲が広く、関係地権者が多いことから、地元調整を丁寧に行い、進めていく。 ・平木場地区の里山林整備事業が令和3年度に終了予定のため、新たな地区の掘り起こしを行っていく。	継続実施
61	水産業の振興	水産業振興事業	産業振興課	拡充	魚介類の産卵及び稚魚の生息の場となる藻場の再生を目的として、大村湾フェスタの補助金を活用し、保育園児を対象にアマモの種を採取し、紙粘土に混ぜて海洋投入する体験事業を行った。	拡充	閉鎖的領域である大村湾において、作り育てる漁業の重要性や環境を守るための漁業者の取り組みについて、子供たちに体験学習を実施する。魚介類の産卵及び稚魚の生息の場となる藻場の再生に取り組み、効果的な種苗放流の時期や場所についても検討していく。水産多面的活動の実績や他市町の取り組みを踏まえ、より効果的な取組方法を検討、実践していく。 ・漁業者の新たな収入源確保を目的として、イカの産卵の場となる柴を海に設置する。	拡充
62	商業の振興	商工業振興事業	産業振興課	継続実施	新型コロナウイルス感染症に対する経済対策を行った。	拡充	引き続き商工会等各種団体と双方向に連携し、商工業者に対する支援を行う ・西そのぎ商工会への補助金交付および西そのぎ商工会が行う各委員会への参加。今後も新型コロナウイルス感染症に伴う経済的支援を西そのぎ商工会と連携して行う。また、サテライトオフィス等開設支援事業にて県外企業の町内への進出を模索する。	拡充

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
63	観光・移住・シティ プロモーションの振 興	観光振興事業	産業振興課	継続実施	特になし	継続実施	町内外のイベント等を研究し、川まつり実行委員会等においてより集客が見込める企画等を協議し取り入れていくとともに、安全にイベントを開催していく方策も検討する。 ・イベント参加者の安心安全に気をつけながら開催について検討していく。	継続実施
64	観光・移住・シティ プロモーションの振 興	移住・定住促進事業	政策企画課	拡充	子育て世帯向け(中学生以下の世帯員がいる世帯)の移住支援金(35万円)を新設した。	拡充	新型コロナウイルス感染症への対応に十分留意し、オンラインでの移住相談等の新しい手段を活用しつつ移住者の増加へと繋げていく。 長崎市・時津町との連携中枢都市圏における連携により移住促進を推進する。また、転出超過は県の最重要課題でもあり、県とも協働して対策を検討する。 ・移住希望者に対して、本町の魅力を直感的にわかりやすく伝えるため、写真や動画を掲載した移住ホームページを開設する。	拡充
65	雇用環境の充実	雇用対策事業	産業振興課	継続実施	特になし	継続実施	引き続き、就労機会の確保と地域内の雇用創出のための取組を行っていく。	継続実施
66	市街地の整備	土地区画整理事業	都市計画課	改善	高田南土地区画整理事業について、県と密に連携をとり一括施工の進捗を図った。また、事業費の財源確保を目的とした一般保留地等の計画的な売却へ向けた準備を行った。	継続実施	高田南土地区画整理事業の実施に伴う財政負担に対し、その軽減策として「残工事の一括施工」と併せて、事業地区内に存する大規模保留地(106街区)の売買契約を締結したことで一定の財源を確保することができたが、更なる財源確保を目的とした一般保留地等の売却についても計画的に進めていく。 できる限り町の財政運営に有利な形で処分し、事業の早期完成に向けた取り組みを進めていく。 ・高田南土地区画整理事業について、県と密に連携をとり一括施工の進捗を図るとともに、事業費の財源確保を目的とした一般保留地等の計画的な売却へ向けた整理を行い、購入者の募集・売却事務を進める。	継続実施
67	市街地の整備	空き家対策事業	土木管理課	継続実施	所有者へ適切な管理を促した。 条例制定に向けて業務を行った。	改善	引き続き広報・ホームページ等で空き家所有者の管理意識を高める。 空家対策計画策定を行う。 空家対策協議会の体制整備を行う。 ・空家等対策協議会を開催する。 空家等対策計画を策定する。	継続実施
68	市街地の整備	住宅リフォーム支援事業	土木管理課	継続実施	補助金制度を周知し、耐震化による災害への備え、アスベスト対策による健康被害防止の観点から継続して募集した。	継続実施	「耐震化によって災害に備える。」「アスベスト対策によって健康被害を防ぐ。」「住宅内の事故を防ぐため性能を向上した良質な住宅の形成を図る。」「安心して子どもを産み育てることができる住まい・居住環境を形成促進する。」といった補助金制度を引き続き周知し、実施する。	継続実施
69	市街地の整備	町営住宅維持管理事業	土木管理課	継続実施	長寿命化計画に基づき西高田団地B棟の改修工事を行った。	継続実施	長寿命化計画に沿って、現況に合わせた修繕を行っていく。 ・東高田団地A棟外壁改修工事を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
70	市街地の整備	急傾斜地管理事業	土木管理課	継続実施	急傾斜地の伐採、除草及び長与ニュータウン法面の点検を行った。 吉無田(4)地区急傾斜地維持工事を行った。	継続実施	今後も、梅雨時期や台風時期には日常的パトロールに加え、経過観察箇所の点検を行い災害の予防に努める。 今後、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、急傾斜地崩壊対策事業箇所の維持補修工事を進めるべきか検討する。 ・目視点検を行うことが困難な箇所については、ドローン等を活用して点検を行い維持・管理に努める。 緊急自然災害防止対策事業債により吉無田(4)地区急傾斜地維持工事を実施する。	改善
71	市街地の整備	公園緑地事業	土木管理課	継続実施	・花の苗配布事業については、花だけでなく苗木も配布対象とするように実施要領を改めた。	改善	町民参加による緑化の推進を図るため、参加団体等からの要望について対応できるものについては対応し、より多くの団体等が参加しやすい事業となるように取り組む必要がある。また、植樹祭については、基本的に周年事業や適地がある場合に実施する。 ・花の苗配布事業や花いっぱい運動を通して、公園や道路などへの花植えを自治会・老人会等との協働により実施する。	継続実施
72	市街地の整備	公園新設事業	都市計画課	継続実施	さくら野公園については利用者の安全と利便性を考慮し、バリアフリーに配慮した整備を行った。	拡充	今後も住民等の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施することとするが、原則として補助事業の採択を受け町財政への負担軽減を図るとともに、コスト縮減を念頭に事業を進めることとする。また、事業実施にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を重視し、自然環境や景観にも配慮したものとする。	継続実施
73	市街地の整備	公園施設管理事業	土木管理課	継続実施	・主な利用者が地域の住民だと考えられる公園については、除草などの維持管理を地元自治会などに委託して実施できるようにするための要綱整備に着手した。 ・長与町公園施設長寿命化計画に基づいて、「二丁間公園」「氷取東公園」の遊具更新に着手した。	継続実施	・長与町公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な遊具の更新を行うとともに、毎年実施することとなっている遊具点検の結果を踏まえて、必要な修繕等の対策を実施していく。 ・主な利用者が地域の住民だと考えられる公園については、地域との協働による公園管理を推進するための制度設計を行う。 ・公園施設長寿命化事業として、「吉無田公園」「尻無川公園」および「ニュータウン中央公園」の遊具更新を行う。 地域との協働による公園管理を推進するために、要綱を整備し、自治会等への周知を行う。	拡充
74	市街地の整備	河川管理事業	土木管理課	継続実施	河川の維持補修工事を7箇所行った。 県が施工する高田川河川改修工事に、町が負担金を支払うことにより、兼用護岸及び道路部分の整備を進めた。	継続実施	河川巡視、点検等により河川の浚渫や護岸補修等が必要な箇所を抽出する。 ・現状の把握及び点検を行いつつ、適切な維持補修を継続する。 長峰川の堆積土砂掘削を行い、河道における一連の目標河道断面を確保する。 県が施工する高田川河川改修工事について引き続き地元負担金を支払い、兼用護岸及び道路部分の整備を進める。	拡充
75	市街地の整備	橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	継続実施	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁定期点検を25橋実施した。 三彩橋上部工の補修工事を実施した。	継続実施	年度毎の点検件数を平準化し、維持補修に対応した国庫補助等を活用してコスト縮減を図る。 ・20橋の定期点検を実施予定。 1橋の補修工事を実施予定。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
76	上水道の整備	水道水生成事業	上下水道課	継続実施	近隣市町と広域的な浄水場共同化について、検討を行った。	継続実施	近隣市町との浄水場共同化について、検討している。また、既存の施設設備については、将来的にも活用しなければならないので、施設設備の計画的な更新を実施しなければならない。 ・既存施設の整備を図るため、第2浄水場のろ過池と、笠山浄水場のろ過機のろ材入替を行い、施設能力の向上を図る。	継続実施
77	上水道の整備	水道水供給事業	上下水道課	継続実施	特になし	継続実施	中長期計画に沿って老朽管の更新を計画的に行っていく。また、施設整備(更新含む)において、安価で高性能な資材等を使用するほか、施設のダウンサイズを図っていく。	継続実施
78	上水道の整備	水道事業会計運営事業	上下水道課	継続実施	水道使用手続きのオンライン化及びキャッシュレス決済の導入準備を行い使用者の利便性向上を図った。	改善	今後も未収金を減らし、経費を節減するなど健全な事業運営を行っていく。 ・キャッシュレス決済に関して広報していく。	継続実施
79	下水道の整備	下水道施設整備事業	上下水道課	継続実施	長与浄化センターにおいて水処理施設(5系列)の改築更新が完成し、(6系列)の改築更新に着手した。 長与ニュータウン地区において取付管改築工事を161箇所行った。	継続実施	未普及解消事業については、今後も下水道認可区域内において整備を進めていく。 また、改築更新事業についてはストックマネジメント計画を基に、老朽化施設の改築更新及び施設整備を計画的かつ効率的に事業を進めていく。 ・高田南土地区画整理事業地内において、下水道管の整備を行う。	継続実施
80	下水道の整備	下水道施設維持管理事業	上下水道課	継続実施	管路施設の点検調査を、15.5km実施した。 ストックマネジメント計画に基づき、管路施設はマンホール改築設計(本体)2箇所、(蓋)865箇所、マンホール蓋改築工事14箇所を実施した。	継続実施	今後も持続可能な下水道事業の実施を確かなものとするために、施設調査の結果を基に計画的な下水道施設の維持管理に努める。	継続実施
81	下水道の整備	下水道事業会計運営事業	上下水道課	継続実施	水洗化切替が4件あった。	継続実施	持続可能な安定した下水道事業経営を確かなものとするために、財産調査や実態調査、訪問等により未収金の削減及び 広報誌への掲載や未水洗化世帯への文書送付により水洗化が促進されるよう努める。	継続実施
82	道路の整備	道路新設事業	都市計画課	継続実施	・都市計画道路西高田線について、渋滞要因の1つとなっている和楽団地入口の拡幅工事を行った。 ・和楽団地付近～けやき医院付近の用地取得を行った。	継続実施	今後も住民等の要望や関係機関との協議を基に必要性の高いものから計画的に事業を実施することとするが、原則として補助事業の採択を受け町財政への負担軽減を図るとともに、コスト縮減を念頭に事業を進めることとする。また、事業実施にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を重視し、自然環境や景観にも配慮したものとする。 ・都市計画道路西高田線について、JR高田踏切～和楽団地区間の拡幅工事に着手するとともに、今後も事業完成時期を見据えた計画的な用地取得を進めていく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
83	道路の整備	道路維持管理事業	土木管理課	継続実施	町道の維持補修及び道路舗装については継続的に行い、ニュータウン中央線の舗装補修工事を行った。定林橋側道橋設置工事のための詳細設計を実施した。	継続実施	維持補修に対応した起債を活用し、維持補修を進めていく。 ・吉無田女ノ都線の舗装補修工事を実施する予定。定林橋側道橋の架設工事に着手する。	継続実施
84	地域公共交通の充実	公共交通事業	政策企画課	継続実施	県内バス事業者の次期ICカード導入に係る補助を実施(R1予算からの繰り越し)。6月から運用開始され、住民及び観光客の利便性向上が図られた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、公共交通事業者の経営の困難さが増す中、町内に本社を構える事業者に対して消毒等に係る経費の支援を行った。	拡充	既存の公共交通について、関係事業者との協議・要望を行いながら、維持・充実に努める。 ・コロナ禍により公共交通事業経営の困難さが増す中で、バス事業者と協議し、町民生活への影響が最小限に留められるよう協議を行う。 町内のバス路線や各地へのアクセス方法などの情報について整理し、町内外に向けた発信を行い、利用促進を図る。	継続実施
85	地域情報化の推進	電算機器等管理・運営事業	契約管財課	改善	コスト削減、事務効率の向上、セキュリティ対策を念頭に、各課のニーズ及び状況に応じた適正な機器の調達や管理を行った。電算機器の調達については、長崎県市町村行政振興協議会の共同調達に参加し、令和元年度に引き続きコストが削減された。また、平成29年度より参加した長崎県情報セキュリティクラウドに継続して参加し、セキュリティの強化を図った。 テレワーク制度開始に向けて、コロナ対策交付金を活用してタブレット端末を導入した。	改善	引き続きコスト削減、事務効率の向上、セキュリティ対策を念頭に、各課のニーズ及び状況に応じた適正な機器の調達や管理を行っていく。特に、電算機器の調達に関しては、長崎県市町村行政振興協議会の共同調達に参加してコスト削減を行いながらリース契約から購入方式へ切り替える。また、不要な電算機器の洗い出しを引き続き行い、共同で使えないか検討するほか、各階に配置した複合機を日常使用とすることで、各課のプリンターの合理化・削減を図る。情報セキュリティの意識向上を図るため、ポータルでの注意喚起や研修を実施する。電算システムの運用管理については、職員のスキルアップのため研修等に積極的に参加する。 ・パソコンについては共同調達による購入でコスト削減をしつつ庁舎内の端末のOS更新を完了するよう努める。また、wi-fi対応のプリンターを各階に配置し、複合機の日常使用を推奨とすることで、各課のプリンターの合理化・削減を図る。電算システムの運用管理について、職員のスキルアップのため研修等に積極的に参加する。	改善
86	地域情報化の推進	電算システム開発・調整事業	契約管財課	継続実施	データ標準レイアウト改版対応や法改正に伴うシステム改修、新型コロナウイルス感染症対策でVPN拠点増設、テレワーク制度開始に向けたシステム整備を行った。 LINEについては、ごみ分別のチャットボット等の機能の実証実験を行ったが、利用者数が少なかったため成果が見込めず導入を見送った。	継続実施	国の制度改正等に係るシステム改修については提示される仕様を注視し速やかに対応できるように準備する。住民基本台帳ネットワークに関する改修等、国からの情報を収集・整理し迅速に対応する。 ・住民基本台帳ネットワークに関する改修等、国からの情報を収集・整理し迅速に対応する。また、区画整理に伴う住所変更等について適切に対応する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
87	消防・防災体制の強化	消防事業	地域安全課	継続実施	現行の指令通報システムの劣化のため、長崎市総合消防情報システム更新事業を令和元年度～2年度の工期で入れ替え作業を行った。会話に不自由な方を対象に、スマホ等を用いて音声によらない緊急通報を行うことができるNET 119緊急通報システムも導入された。	改善	引き続き、火災予防の啓発を強化し、常備消防、消防団、自主防災組織と連携し、水消火器を用いた初期消火訓練及び感染症対策を講じながら煙体験ハウスを活用した防災訓練を推進する。 長崎市消防局の救急サポートステーション事業の推進や救急車の適正利用の呼びかけ等、ソフト面を強化し、救急体制の強化を図っていく。 ・広域消防による消防・救急体制の強化を行い、スケールメリットを生かした消防設備・施設等の計画的な整備と維持管理を行う。 救急車で搬送する際に、ご家族などの同乗者及び隊員を感染症から守るため、患者からの飛沫の拡散を防止でき、かつカプセル内の空気をフィルターを通して排気できる「陰圧式患者搬送用器具」の導入を検討する。	継続実施
88	消防・防災体制の強化	災害・防災情報発信事業	地域安全課	継続実施	令和2年5月に「町内放送の内容確認ができます」シールを作成し、世帯配付を行い、防災メール登録者数が増加した。ホームページの刷新に伴い、長与町防災サイトを所管のタイミングで更新可能となり、情報発信の充実に繋がった。同時に、Web版の防災ハザードマップを掲載し、誰でも閲覧することが可能となり、危険箇所や避難所の情報を確認できるようになった。 外出時でも閲覧可能であり、加えてマップを拡大できたり、地図を航空写真に変えることができたり、自由に印刷できたりと、非常に汎用性が高いものとなった。 令和3年1月、災害時の避難所の混雑状況を町民に円滑に提供するため、(株)VACANと協定を締結した。広域での避難所情報を共有できることで、避難所生活の心理的・身体的負担を軽減することができ、町民の安心感の向上に寄与することができた。	拡充	屋外拡声子局の調整により対応できない場合は、防災メール等の様々な情報媒体の活用を推奨し、それでも対応できない場合は、戸別受信機の配備等により対応を図る。 ・引き続き防災メール、SNSなど災害情報発信手段について広報誌やホームページ等で周知を行う。また、ホームページがリニューアルしたことに伴い、「長与町防災サイト」に情報を集約し、情報発信の強化を図る。また、災害発生の際の恐れがあるときに、連携中枢都市圏の枠組みの中で進めている広域避難所の情報をより分かりやすい形での発信を目指す。 今後は、自治会の防災訓練や学校行事などを通じ、長与町防災ハザードマップの更なる周知を目指す。 町内放送の内容確認のニーズが高まっていることから、電話で町内放送の内容を再確認できる電話回線を増設し、きめ細かな対応に努める。	改善
89	消防・防災体制の強化	防災事業	地域安全課	拡充	令和3年3月に長与町防災ハザードマップを冊子タイプで策定し、危険箇所や避難所情報の周知を図った。 地方創生臨時交付金を用い、パーテーションなどの避難所用感染症対策用品を購入し、避難所環境の整備が進んだ。 災害に強い強靱な地域づくりを標榜する「国土強靱化地域計画」を令和2年5月に策定した。	拡充	避難所の開設条件や開設順等について、広報・ホームページ・SNS等により周知し、防災情報の活用を図る。 引き続き、全自治会の避難行動要支援者個別計画策定を関係所管とともに推進し、災害時における避難が困難な方に対する対策の充実・強化を行う。 ・各分野の事業所との協定を利用し、防災対策の充実を進める。 災害備蓄品の充実を図り、感染症対策の観点も含めた避難所の環境整備を促進する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
90	消防・防災体制の強化	自主防災組織事業	地域安全課	拡充	自主防災組織が避難行動要支援者の支援員であることから、災害時における避難が困難な方の移乗を容易にするため、コミュニティ助成補助金を活用し、介護用移送帯(ほいさっさ)を購入し配備した。 感染症予防の観点から、自主防災組織の訓練等の集まって行う行事が厳しい状況であったため、防災備蓄品の紹介などの情報提供を行った。	継続実施	未組織自治会がアパート群の3自治会あるので引き続き設立促進を図っていく。 長与町自主防災組織訓練マニュアルを自主防災組織連絡協議会総会時に毎年配布することとし、防災研修を充実させることにより、自治会間の防災意識の均一化を図っていく。 さらに、大規模災害に備え、消防団や社会福祉協議会、警察などの各種団体との連携及び近隣自治会との合同防災訓練などを推進し、平時より顔の見える関係を構築し、住民が主体的に災害に対する知識や情報収集の手段を知り、備えを行う意識の醸成を図り、自主防災組織全体の底上げを図る。 ・自助・共助の重要性が増す中で、主体的に住民が取り組む必要があるため、更なる防火・防災意識の醸成に向け、防災訓練や啓発等の支援を行う。 自主防災組織が地域防災力の要であることから、激甚化・頻発化する災害情報に即時に対応できる体制を整備するため、コミュニティ助成補助金を活用し、戸別受信機を購入する。 感染症予防の観点から、自主防災組織の訓練等の集まって行う行事が厳しい状況であるため、防災備蓄品の紹介などの情報提供を引き続き行う。加えて、オンラインを用いたりモート防災研修ができないか検討する。	継続実施
91	消防・防災体制の強化	消防団事業	地域安全課	拡充	第7分団小型動力ポンプ積載車(オートマチック車)の更新を行い、消防団の装備力の強化が図られた。 消火活動時に迅速に対応するため、手元で直射・噴霧の切り替えに加え、流量も調節できるガンタイプノズルを各分団に配備した。 夜間の消防団活動を安全に行うため、バルーン型投光器1台を導入した。 消防水利をグーグルマイマップで管理をし、全ての消防団員がスマートフォン等で閲覧できるようになったことで、日頃の点検を容易にし、加えて、火災発生時の迅速な水利確保に寄与することができた。	拡充	消防団活動を町民に見える形で発信し、町民や事業所等の理解を深めていく事で消防団員充足率100%を目指していく。消防格納庫や消防車等については、消防活動に支障がないよう、計画的に更新を行っていく。 ・令和2年度に長崎県により長与川の浸水想定区域が示された。 これに伴い、万が一、長与川が冠水した際、救助活動等に用いることができる救命艇(レスキューボート3台)の購入を行う。 近年の災害の激甚化・頻発化により、万が一格納庫が停電した際、出動時に小型ポンプのバッテリー充電が切れることが危惧されるため、出動の機会の多い分団に蓄電池を購入することで、より安全な消火活動を促進する。	改善
92	交通事故防止対策の推進	交通安全推進事業	地域安全課	継続実施	高齢者運転免許証自主返納奨励事業で交付する交通系ICカードについて、現在交付しているエヌタスTカード以外の交通系ICカードについても利便性等を確認しながら交付の見直しを検討した。	継続実施	国・県・警察・各種団体と連携し事業を展開し、特に事故に巻き込まれやすい高齢者や子どもに対する町民の交通安全保護意識を醸成し、交通事故防止対策を行っていく。 ・令和3年度より、県・市町及び県警が連携して行う高齢者向け交通安全講習会『高齢者「おっと危ない」講習会』を開催し、高齢者の交通安全保護意識の醸成を図る。	改善
93	交通事故防止対策の推進	交通安全施設整備事業	地域安全課	改善	カーブミラー新設要望については、現地調査等において、妥当性及び有効性を十分検証し設置可否の判断を行った。 停止指導線等については、コスト面を考慮しまとめて工事発注を行った。 カーブミラー保守点検業務の結果に基づき、優先度が高い箇所の修繕を行った。	継続実施	カーブミラー新設については、設置可否の判断を慎重に行う。道路状況等により不要なカーブミラーを確認した場合は撤去を行う。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
94	安全な生活環境づくり	防犯事業	地域安全課	拡充	令和2年4月1日に「長与町犯罪被害者等の支援に関する条例」施行。 時津警察署と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。	継続実施	引き続き犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり・地域づくり・環境づくりに取り組んでいく。 ・警察及び関係団体との連携を強化し、広報啓発活動に取り組み、見守り団体の支援等を行う。	継続実施
95	安全な生活環境づくり	防犯施設整備事業	地域安全課	継続実施	町内全ての防犯灯をLED化した事により、修繕件数が減少した。	改善	防犯灯管理の設置箇所位置図のデータ化を検討する。 防犯灯新設要望の際は、夜間調査等の現地確認を行い、慎重に判断する。	継続実施
96	安全な生活環境づくり	消費者行政事業	地域安全課	継続実施	消費生活トラブル防止として、町内全中学校の2年生を対象にリーフレットを配布した。	継続実施	長崎県消費生活センター・関係団体と連携をとり適切な相談対応を行う。消費生活相談員・行政職員研修に積極的に参加し、相談対応能力の向上を図る。 ・消費生活相談員・行政職員向け研修への参加及び若年層への消費生活に関する啓発を実施する。	継続実施
97	健康づくりの推進	健康づくり事業	健康保険課	継続実施	既存のウォーキング大会を1か月間かけて取り組むウォーキングイベントとして2回開催した。ウォーキングカードの収集やウォーキング中に撮った写真によるフォトコンテスト、謎解きイベントなどを開催することで、密を避けながら歩くだけでなく楽しみも取り入れた内容に見直した。	改善	健康づくり事業を一過性のイベントではなく日常生活に取り入れられるような内容に見直していく。感染症対策のため、ブラッシング指導や健康相談事業など人が多く集まる形の事業の実施方法の検討が必要である。令和2年度に実施したウォーキングイベントは、令和3年度以降は健康ポイント事業のイベントとして位置づけ実施する。 ・ウォーキングイベントは令和3年度以降は健康ポイント事業のイベントとして位置づけ実施し、イベント内で他の健康づくり事業の周知を行っていく。	継続実施
98	健康づくりの推進	健康ポイント事業	健康保険課	改善	特定保健指導対象者で運動習慣の定着が必要と判断された方の参加や、既参加者が新規参加者を紹介した時、また新規参加者が複数人で申し込んだ時にボーナスポイントを加算するなどして新規参加者を募集した。	拡充	初年度からの参加者は令和2年度で卒業となったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため測定会やイベントの中止など事業を縮小しており、3か年の事業効果の判断ができるか不透明である。事業継続のために令和2年度から県の地方創生事業の補助金を活用した。3ヶ年度参加者は事業を卒業し、毎年度500名ずつ新規参加者を募集することで、健康づくり取り組み者のすそ野を広げていく。 ・3か年計画の事業の評価をしながら、3年間継続参加者の事業卒業後の測定会実施などの健康づくり支援や民間運動施設との連携について検討する。ウォーキングイベントを健康ポイント事業に位置付け、プロポーザル方式で選定し民間と連携して開催する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
99	健康づくりの推進	各種健診事業	健康保険課	継続実施	胃内視鏡検診は平成30年度から開始し、2年に1回受診可能のため、受診者数の偏りが出ないよう、定員を設け抽選を行い、落選者は次年度申込時優先とし、ほぼ同数の受診者数となるようにした。 冬季に大腸がん検診の郵送検診を40～69歳国保被保険者に案内を送付し実施した。 町内で乳がん・子宮がん検診を実施できる医療機関が少ないため、長崎市内の医療機関に乳がん検診を委託した。	改善	11月までに個別健診でがん検診を受けられなかった方を対象に、12月の集団健診を実施しているため、今後も受診者数の伸びを想定し集団健診の日程を検討していく。乳がん検診に続き子宮がん検診も長崎市内の医療機関に委託できるよう長崎市医師会と協議していく。 ・町内で子宮がん検診を実施できる医療機関が少ないため、長崎市内の医療機関に子宮がん検診を委託をする。	拡充
100	健康づくりの推進	食育推進事業	健康保険課	継続実施	計画期間を町の健康増進計画「第2次健康ながよ21」と同じ令和4年度までに延長することとし、上位計画の第三次長崎県食育推進計画と整合するよう見直しを行い、関係課への合議により期間延長と改正を行った。	継続実施	関係各課で食育を推進していく必要があるため、2次計画をもとに健康づくり幹事会での情報共有・連携や食育に関する調査を実施していく。 国の次期健康づくり運動プランが令和5年度開始から令和6年度開始に延長される見込みのため、再度併せて期間延長及び計画の見直しを行う。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために集団での食育事業が制限された。新しい生活様式に合わせた事業の検討が必要である。 ・集団での離乳食教室の代替・補足として離乳食調理の動画配信を行う。	継続実施
101	医療体制の充実	感染症対策事業	健康保険課		新しい生活様式の周知を広報や防災無線により行う。長崎医療圏において、新型コロナウイルス感染病床ひっ迫を軽減するために、軽度者の転院受入をした医療機関に協力金を支払う転院支援協力協定。新型コロナウイルス感染症予防接種準備のための窓口の設置。	拡充	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症が発生した場合の防疫活動や予防啓発業務など、全庁的に対応できる体制整備を検討する。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応及び医療機関と協力し新型コロナ予防接種を実施する。	継続実施
102	子育て支援体制の充実	母子保健事業	こども政策課	改善	子育て世代包括支援センターにおいては、母子手帳交付、出生・転入・転出時の手続き、来庁相談等状況に応じた情報提供を徹底し、ワンストップ窓口の充実に努めている。新型コロナウイルス感染症の影響で事業や訪問が実施できない間は電話による状況確認・相談対応を行い、保護者の困り感の早期支援に繋げた。また町全体で切れ目のない支援を行うために、各支援センターの支援者との情報交換を密に行い連携を図っている。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業実施が困難な「離乳食の作り方動画」や「産後体操動画」等の配信を行うための準備をした。	改善	感染症対策をとりながら保護者の相談・教育の機会を確保する。 電話訪問を事業として確立し、対象を見直して成果とコストの効率性を検討する。 ・県内の新型コロナウイルス感染症のフェーズ段階に応じて、町の事業運営を、3段階に細分化し、状況に適した感染対策をとることで保護者のニーズに合った相談・教育を提供する。 乳児から幼児になる1歳時に電話訪問を実施し、子の状況把握と保護者の困り感の軽減に努める。	改善
103	子育て支援体制の充実	利用者支援事業	こども政策課	拡充	新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、利用者支援事業研修会の実施方法を見直した。参加人数の制限や開催場所を分散し、町内の希望する全ての保育園・幼稚園・こども園で研修会を実施した。町内の子育て関係機関支援者と顔の見える関係性が強化された。巡回訪問については、緊急事態宣言中は訪問を中止し電話等による相談を主に行ったが、宣言解除後は積極的に訪問等を実施した。	改善	住民の相談ニーズに合わせて、様々な相談形式(集合型、オンライン、電話、来庁、訪問等)を実施していく。 ・研修会については、より多くの関係機関や参加者が受講できるよう、集合型もしくはTV会議システムで実施する。 住民の相談についても、来所が困難な方のためにオンラインによる相談を実施できるよう努めていく。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
104	子育て支援体制の充実	訪問事業	こども政策課	継続実施	養育支援訪問事業では育児家事支援員の定例(年に2回)勉強会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかったが、育児家事支援員へ個別に消毒液等の配布を行い感染予防策を指導した。支援困難家庭へは専門職における訪問にて対応、適時状況に合わせた支援者にて柔軟に対応・実施している。利用者の増加に伴い、人員確保のため育児家事支援員を公募した。乳幼児家庭全戸訪問は母子保健推進員と専門職にて対応し、新型コロナウイルス感染症の影響で子育てに不安を感じる家庭へも早期介入できるよう努めている。	拡充	今後とも育児家事支援員・専門職の人員確保と技術向上に取り組み事業充実に努めていく。 コロナ禍でのニーズに合わせ、必要な家庭には専門職のみでなく関係機関と家庭をつなぐ支援を行っていく。 ・コロナ禍で、育児不安や家庭内の課題がより多様化しており、今後もこの状況が継続する事が考えられる。早期発見・介入に努め問題を重症化させないためにも訪問事業の充実を図る。必要時は、養育支援の中で育児家事支援員と専門職が同行訪問するなどニーズに対応していく。乳幼児全戸訪問は引き続き専門職と母子保健推進員で対応していく。	改善
105	健康づくりの推進	健康センター管理運営事業	健康保険課	継続実施	特になし	継続実施	引き続き、関係機関と健康センターに必要な設備や間取りについて調査研究を行う。	継続実施
106	子育て支援体制の充実	子育て応援環境整備事業	こども政策課	継続実施	広報、ホームページ、子育て支援センター(おひさまひろば・児童館5館)にチラシを配布し設置。窓口相談時に声かけを行った。	継続実施	希望している人に物品が行きわたるように、返却期限の厳守と予約ができる旨の案内に努める。	継続実施
107	子育て支援体制の充実	心身障害児通園事業	こども政策課	改善	地域生活支援事業「巡回支援専門員整備事業」の活動として、子育て支援センターや児童館へひばり学級の職員が巡回することで、子育て関連機関との連携や「気になる段階からの援助」ができるようになり、町全体の発達支援としての体制整備に向けて取り組んだ。	改善	未就学児において気になる段階から、療育活動のみでなく、スタッフの経験や知識を生かした幅広い相談や対応を実施していく。 ・療育を開始した時点から、療育が終了した際に子供が長く過ごす場である幼稚園や保育園などの施設支援に移行していくのか、児童発達支援へつなげていくのかなど先を見据えて保護者とともに足並みをそろえていく。 また、今までは子育て支援センターなどに出向き身体を使った遊びの提供などを実施していたが、より多くの人に参加する乳幼児健診にスタッフとして関わっていくことで、支援の幅を広げていく。	改善
108	子育て支援体制の充実	ファミリーサポートセンター事業	こども政策課	継続実施	1市2町(長崎市、時津町)との広域連携については、時津町からの利用者が3件あった。無償化については5ヵ月間で、127回の利用があった。事業内容について広報誌やホームページ、子育てWEBサイト等での周知を図った。	継続実施	引き続き、長崎市・時津町との広域連携について、他市町の利用会員の利用促進とともに協力会員のフォローアップ研修等についても協議を行う。一部対象者は無償化の対象になることなど、制度内容の周知を図る。 ・広域連携については、1市2町で、協議の場を設ける。また、引き続き制度周知を図る。 周知については、広報誌・HP、子育てWebサイトを活用する他、子育て支援センターを利用する。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
109	子育て支援体制の充実	児童虐待防止事業	こども政策課	継続実施	実務者会議を年3回から年4回に変更。進捗状況確認の頻度をあげた。 実務者会議に保健所職員も出席依頼し、保健(特に精神保健)についての視点を強化し、協議充実に努めた。 「体罰によらない子育て」について法改正がなされたことの周知のため、広報に記事掲載及び町内小中学校全家庭にリーフレットを配布した。 コロナ禍、児童虐待・DVリスクの高まりに対し、家庭を訪問などする支援対象児童等見守り強化事業を実施。	拡充	令和2年度、「児童相談所と市町間における役割分担ガイドライン」が示された。その中で、児童相談所に寄せられる泣き声通告や面前DVについて、軽度から中度の虐待ケースにおける在宅支援は市町が中心となって対応するよう求められている。児童虐待に関する相談や関係機関との連絡は年々増加傾向。また、内容についても複雑化している。限られた人員で専門的かつ多くのケースに対応することに加え、今後、時間外や休日の対応も予測され、町の体制について検討する。 ・児童虐待に限らず、事業に関連する研修については、オンラインが増えたため、積極的に受講し、専門性の充実に努める。要保護児童対策地域協議会に加え、支援対象児童等見守り強化事業の関連事業所など、町内の関係機関との連携を強化し、地域支援の充実に努める。 令和3年度より全国共通で利用する「要保護児童等に関する情報共有システム」の運用を開始する。	拡充
110	子育て支援体制の充実	福祉医療費助成事業	こども政策課	拡充	令和2年4月から小・中学生の助成方法を現物給付に移行した。	拡充	令和2年4月から小学生及び中学生の助成方法を償還払いから現物給付へ移行した。引き続き、制度内容を周知する。	継続実施
111	子育て支援体制の充実	放課後児童クラブ事業	こども政策課	継続実施	新型コロナウイルス感染症対策のため、通常の運営費補助金に加え、感染症対策に係る補助を行った。	継続実施	国の示す適正人数を満たすため、毎月の登録児童数と利用実績に係る精査を行い、過大な登録が見受けられる場合は指導を行う。 同時に、クラブ職員の配置状況等も実地調査等を行い、適正な運用を図る。	継続実施
112	子育て支援体制の充実	児童館運営事業	こども政策課	改善	長与北児童館の屋根防水工事等、施設の改修工事を行った。 また、感染症対策のための物品購入等、環境整備を行った。	改善	子どもの遊び場・居場所づくりとして、児童の健全育成を図るため、内容を充実させ更なる来館者の増加を図る。 ・施設の修繕・改修を行い、利用しやすい環境整備を行う。	継続実施
113	子育て支援体制の充実	子育て短期支援事業	こども政策課	継続実施	コロナ禍において外出自粛により家事や育児の疲労が蓄積されている家庭へ本事業を提案し、保護者の休息目的での利用を勧めた。	継続実施	里親への委託に関しては、児童福祉法の改正により令和3年4月から実施可能ではあるが、長崎県においては里親名簿の提供がされていない。今後長崎県と児童相談所、市町でどのように連携をしていくかが示されたうえで、利用の検討をしていく。	継続実施
114	子育て支援体制の充実	結婚相談事業	政策企画課	改善	交付金の活用や県等との連携により、町の財政負担を抑えつつイベントやセミナーを実施し、幅広い出会いの場を提供することができた。 県と連携して実施したセミナーの参加者が、本町のイベントに参加するなど、連携の一定の効果が見られた。 結婚相談員についても、県主催の講座等を受講し、支援体制の強化を図った。	改善	事業認知度の向上を図り、婚活当事者である「結婚の意志を持つ未婚の男女」へのアプローチを強化するとともに、参加したくなるような魅力的なイベント等を検討・開催する。また、婚活当事者はもちろん、地域社会や企業においても婚活の重要性や支援の必要性を認識してもらえるよう、県等と連携した広域的な取り組みを進める。 ・これまで以上に多様な手段を用いて広報活動を強化し、事業認知度の向上に努める。 引き続き県等と連携し、広域的なイベント・セミナーを開催する。 県や近隣自治体に加え、企業との連携に向けた協議を進める。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度 事業改善状況	令和2年度 事業実施 状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
115	子育て支援体制の充実	コミュニティWebサイト事業	こども政策課	継続実施	イベントや子育てに関する情報を配信し、定期的に情報を更新した。掲示板利用者が少なかったが、コロナ禍でも、子育て世帯との交流ができるようWebで「おゆずり会」を開催し、欲しい人、提供したい人の仲介を行った。また、令和3年度より長与町ホームページがリニューアルすることにより、そのサブサイトになるため、移行準備を行った。	改善	今後も、より子育て世代の住民が見たいと思えるよう、わかりやすいように工夫し、いち早く情報を発信するよう心がける。 利用者同士の情報交換が行われ、子育て世帯が「一人で悩まない、孤育てとならないよう、情報収集・情報発信・情報の共有化」を図る。 ・長与町ホームページリニューアルに伴い、子育て世代が閲覧して、わかりやすく、親しみやすいサイトにするよう心掛けるとともに、SNS等を用いての迅速な情報発信に努める。今後も、利用者同士の情報交換を活発にするため、おひさまひろばで開催している洋服の「おゆずり会」と連携し、おゆずりを希望する人とWebサイト上で、情報交換をし、住民との交流を図る。	継続実施
116	子育て支援体制の充実	子育て支援センターおひさまひろば	高田保育所	改善	妊娠期から育児にかけての切れ目ない支援を目指し「マタニティカフェ」を月1回実施した。 また、日曜開館実施や、父親・働く母親・多胎児親子などの似た環境での子育てをしている親子の交流の場の提供などを定期的に実施し、支援センター利用がしやすく、交流を円滑に行うことができるよう場の設定を行った。 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、zoomを利用したオンラインイベントを年間3回開催した。	改善	新型コロナウイルス感染拡大に伴い不安感と利用自粛が強まり、利用者の幅が狭まった。感染症に限らず、固く引きこもりがちになっている親子に、安心安全の場を提供し続け、各機関と協働しながら周知徹底を行い、安心して子育てができる日常へスムーズに移行できるよう努めていく。また、個々の親子のニーズに寄り添い必要であればともに地域に出向いたり、アプローチのツールとして電話やzoomも利用するなど、オーダーメイドの子育て支援を実行していく。 ・おゆずりコーナーの設置へのニーズが高く、譲ったり譲ってもらったりの双方向のやり取りができる場を広場内に設置し定着を目指す。また、助産師に気軽に相談できる場を提供するなど、利用者の「こんなサービスあったらいいな」を形にしていく。母親の発案によるイベントを開催し、母親が主体的に活躍できる場の提供を行っていく。国際結婚やシングルマザーなど、様々な環境の子育て家庭へのサポートを目指し、母子保健と協働しながら必要な支援を提供し、それぞれの親子が喜びを感じる場の提供を行っていく。	改善
117	高齢者福祉の充実	老人福祉センター「丸田荘」管理事業	福祉課	継続実施	令和3年度に実施を予定している配管布設替工事に伴う設計を行った。	継続実施	今後も引き続き経費削減に努めながら、中期的には廃止を含めた検討を行う。 ・配管の布設替工事を実施することで、老朽化に伴う配管工事を行い、一定の長寿命化を図る。	継続実施
118	高齢者福祉の充実	高齢者交通費・健康づくり助成事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	バス利用券の配布方法や設定金額について検討を行う。 住民ニーズに即した事業となるよう適宜見直しを行いながら事業を行う必要がある。 ・今後敬老祝い金を含めた全体見直しの中で、内容を検討していく。 バス会社と協議を行い、現在のICカードの状況を踏まえ、今後の方向性について検討を行う。	継続実施
119	高齢者福祉の充実	高齢者生活福祉センター	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	養護老人ホーム等入所判定会議において、必要な方への入所判断が適切に行われており、引き続き適正な運営に努める。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
120	高齢者福祉の充実	長寿者敬老祝金事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	平成30年度からの高齢者事業見直し時には、将来的に事業見直しを行う計画となっており、検証を行った上で今後の方向性について検討を行う。	継続実施
121	高齢者福祉の充実	緊急通報装置設置事業	福祉課	継続実施	民生委員、介護保険の相談員、ケアマネジャーと連携し、必要とする方へ事業の紹介を行った。	継続実施	必要な方へ利用していただけるよう、介護事業者への説明や広報などを通じて町民に広く周知をしていく必要がある。 ・固定電話を契約していない場合でも利用できるよう、固定回線不要の携帯型緊急通報装置の導入を行う。	改善
122	高齢者福祉の充実	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険課	拡充	サポーターポイント事業参加者増や『支えあい「ながよ」推進協議体』を中心とした支えあいの仕組みづくりに向けた協議を行うことで、事業の拡充を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動を休止や縮小しながら実施せざるを得ない状況となった。 そのような状況であったが、地域活動の担い手の育成に向けて、定年前後の住民を対象とした地域デビュー講座を開催することができた。	継続実施	事業所や住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供できるような仕組みづくりに取り組むとともに、民間が行うサービスやいきいきサロン以外の地域の通いの場についても集約や活用を行うことにより、高齢者の自立の促進・重度化予防の推進につなげる。また、いきいきサロン等の活動を維持、拡大するために、お世話役の育成等に取り組む必要がある。 ・令和2年度に引き続き、介護予防支援サポーターポイント事業の参加者増に取り組むとともに、サロンボランティア養成講座を開催予定である。 生活支援体制整備事業においては、第1層である『支えあい「ながよ」推進協議体』会議を開催し、感染症拡大防止により延期となっている第2層立ち上げを行う。また、生活支援コーディネーターを中心とした地域の通いの場の発掘や立ち上げ支援を行う。	拡充
123	高齢者福祉の充実	家族介護者支援事業	介護保険課	継続実施	特になし	継続実施	増えていく高齢者(要介護者)に対しての、家族支援は重要であり、新たな参加者につながる周知活動や参加者が参加しやすい工夫を行っていく。 ・包括支援センター職員、居宅介護支援事業所ケアマネジャー等を通しての周知活動を実施する。	継続実施
124	高齢者福祉の充実	高齢者在宅介護者見舞金	介護保険課	改善	対象者の要件に、①福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用していること、②基準日までの1年間において10日以内の介護保険サービスを利用することを認めることを加え、対象拡大を図った。	改善	対象者拡大を図ったが、利用がないため、制度の周知をさらに行う必要がある。 ・家族介護者支援事業(なるほど介護学習会、認知症介護者リフレッシュのつどい)等の参加者へ周知を行う。	継続実施
125	高齢者福祉の充実	高齢者家族介護用品支給	介護保険課	継続実施	第8期介護保険事業計画期間となる令和3年度からは、補助事業として継続されない可能性があったため、事業の縮小、廃止及び一般財源や市町村特別給付への移行について検討した。また、継続実施に向けての準備として、申請書の改正及び調査書の作成を行った。	継続実施	令和2年度までは、第7期介護保険事業計画の、家族介護支援事業(補助事業)として実施している。令和3年度からの第8期介護保険事業計画においても、例外的な激変緩和措置として継続されることになったため当面は任意事業として実施するが、今後の事業の具体的方策については、国の動向を注視しながら検討していく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
126	高齢者福祉の充実	高齢者のみ世帯への生活支援事業	介護保険課	継続実施	特になし	継続実施	ケアマネジャー等関係機関へ事業を周知し、利用時の連携体制等構築しながら継続して実施していく。 また、今後は配食するだけでなく、栄養指導等を取り入れることや、契約事業所の拡大を検討する。 ・契約事業所の追加を検討する。	継続実施
127	高齢者福祉の充実	長与町地域包括支援センター運営	介護保険課	継続実施	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の開始により、健康保険課担当者と、事業の流れの確認や役割分担等の協議を定期的(おおむね月1回)に行った。	継続実施	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」だけでなく、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業等、他課や他機関との連携が必要な事業が多いため、課内、庁舎内において縦割りではなく連動性をもった事業展開を行っていく。 ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の継続と、一般介護予防事業(サロンボランティア養成講座)を開催する。	拡充
128	高齢者福祉の充実	地域福祉等推進特別支援事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	ボランティアセンターは、生活困窮者就労準備支援等事業を通じ、ボランティア活動・自治会の見守り活動の中心としてその役割を担っている。今後も、各種事業等の機会を利用し、この事業の取り組みを周知していく。	継続実施
129	高齢者福祉の充実	社会福祉協議会運営助成事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	補助金額の算定方法等の見直しを行う。	継続実施
130	高齢者福祉の充実	避難行動要支援者避難支援計画推進事業	福祉課		特になし	継続実施	個別計画の作成に着手していない自治会に対して、制度や防災時の地域での助け合いについて説明等を行い、取り組みを促す。 ・コロナ禍ではあるが、感染症対策をしながら自治会個別の説明などを行う。	継続実施
131	障がい者福祉の充実	障害者相談支援事業	福祉課	継続実施	西海市・時津町・長与町の1市2町にて、民間相談支援事業所との障害者相談支援事業委託料の負担割合について協議。人口割・均等割から均等割へ変更。	改善	長与町地域自立支援協議会における事例検討など相談支援事業者の専門性強化を図りながら、人材育成支援、地域の関係機関との連携強化に努め、障害福祉サービス利用者のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る。また、1市2町で委託している相談支援事業所の利用促進を図る。	継続実施
132	障がい者福祉の充実	地域活動支援センター事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	地域活動支援センターは、障害者支援施設以外で、在宅の障害者の社会参加及び作業訓練に必要な役割を担っている。障害者の社会との交流促進及び日中活動の場として、必要としている人が適切に利用できるよう情報提供及び周知に努める。	継続実施
133	障がい者福祉の充実	障害者福祉タクシー等助成金	福祉課	改善	タクシー券もしくはガソリン券の選択制の導入。また、視覚障害者の所得要件を廃止した。	改善	他市町の状態を勘案しながら利用者のニーズ及び情勢を精査し、より利用しやすい制度とすることで、一層の社会参加への促進を図る。	継続実施
134	障がい者福祉の充実	障害者交通費助成金	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	町内の通所施設が増加傾向にあることから、動向を勘案しながら必要に応じて制度の見直し等を検討していく。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
135	障がい者福祉の充実	障害者移動支援事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	障害者の社会参加等に必要な外出が円滑にできるように適正な事業の実施に努める。	継続実施
136	障がい者福祉の充実	日常生活用具給付事業	福祉課	継続実施	日常生活用具の種目の名称や種目別対象者の定義など実施規程の改正を行った。	改善	近隣市町村の状況を勘案しながら、必要に応じ規程の改正を行い、適正なサービスの提供に努める。	継続実施
137	障がい者福祉の充実	障害者日中一時支援事業	福祉課	継続実施	特になし	継続実施	障害者(児)のいる家庭を支援するため、近隣市町村の状況を勘案しながら報酬の見直し等の必要性や事業参入体制について検討していく。	継続実施
138	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	介護給付費等費用適正化事業	介護保険課	継続実施	特になし	継続実施	介護給付適正化に関する取り組みは、非常に困難かつ専門的な知識が必要であることから、長崎県国民健康保険団体連合会作成の介護給付費適正化システム等を活用することにより、不適切と思われるプランを把握することで、効率的に介護給付の適正化を行っていく。	継続実施
139	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導事業	健康保険課	拡充	感染症対策に注意しながら健診受診勧奨を実施。例年実施している訪問勧奨を見合わせ電話での勧奨を中心に行ったほか、外出が難しい方へは通信端末を使用した方法でも実施した。 特定健診が令和元年度途中から長崎市でも受診出来るようになったことを受け、被保険者へパンフレット、HP等による周知を図った。 特定保健指導実施強化にあたり、必要な会計年度任用職員を確保し体制の強化を行った。	拡充	効果的な広報活動や受診勧奨方法等の研究を行い、健診受診率等の向上を目指す。 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、安全な受診環境の確保に努める。 ・通常の実施のほか、県実施事業のICTを使用した健診受診勧奨事業に参加し、新たな手法による勧奨を実施する。 新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を徹底するため、国の示す対処方針等をもとに、「密集・密接」を避ける、マスク着用、換気を行うなど適切な受診環境確保に努める。	改善
140	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	国民健康保険 医療費適正化事業	健康保険課	継続実施	薬局の訪問等により町内外の薬局へ後発医薬品に関する取組事例の調査を行った。	改善	今後も引き続き各事業に取り組むことにより医療費上昇の抑制に努め、将来の被保険者の負担軽減を図る。 ・後発医薬品使用率向上のため、差額通知発送時に啓発文書同封を行う。 町内薬局におけるお薬ネット普及推進に向けて、薬剤師会と連携して周知広報に努める。 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、訪問指導については被保険者との接触による影響を踏まえ、方法を十分に検討したうえで実施する。	継続実施
141	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	後期高齢者医療事業	健康保険課	拡充	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、低栄養、口腔機能低下、重症化予防、健康状態不明者の該当者を抽出し、希望者や承諾者へ指導等を実施した。	拡充	高齢者の健康増進を図り健やかに過ごすことが出来るように、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行っていく。 ・後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む。健診・レセプト等のデータを活用することによる、高齢者の健康課題の把握、分析及び個別支援等を行い、後期高齢者が加齢に伴い虚弱な状態となるフレイルの進行等の対策を行うなど、高齢者特有の健康課題の解決を図る。	継続実施

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
142	社会保障制度の充実と原爆被爆者対策	原爆被爆者健康生活相談事業	福祉課	継続実施	原爆被爆者健康相談専用ダイヤルを設置し、役場への来庁が困難な方からの健康相談等に電話で対応した。	継続実施	引き続き、原子爆弾被爆者への健康相談等の対応に努める。	継続実施
143	自然環境にやさしい社会の構築	大村湾水質監視事業	住民環境課	継続実施	特になし	継続実施	長与川及び大村湾の水質、底質の汚染の実態を把握し、その結果を各関係機関と共有することにより、より効果的な大村湾及びその流域の環境保全及び活性化対策を行う。 ・汚濁が生じている区域の環境保全対策及び活性化対策の検討を行う。	継続実施
144	自然環境にやさしい社会の構築	浄化槽設置整備事業	住民環境課	継続実施	特になし	継続実施	公共用水域等の水質の保全等の観点から、公共下水道処理区域以外の世帯に対し高度型合併処理浄化槽の設置についての啓発を行う。	継続実施
145	自然環境にやさしい社会の構築	地球温暖化対策事業	住民環境課	継続実施	令和3年3月17日に長崎市及び時津町と共に「ゼロカーボンシティ長与」を宣言し、生活圏及び経済圏を共有する1市2町で地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の共同策定を行うこととした。	拡充	既存の事業を継続して実施するとともに、長崎市及び時津町と共同で地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、「ゼロカーボンシティ長与」の実現に向けた種々の施策を展開していく。 ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に向けて、温室効果ガスの算定やその削減目標の設定、及び再エネ等ポテンシャルの検討を行う。	拡充
146	環境美化の促進	きれいなまちづくり推進事業	住民環境課	継続実施	特になし	継続実施	新型コロナウイルス感染症の状況を見定め、町民一斉清掃を実施する。 西彼保健所及び警察と協力してパトロールを行い、不法投棄の防止に努める。 野焼き等の公害が発生した場合は、通報後、直ちに現地へ赴き、警察と連携し注意・指導を行う。また、広報等により野焼きの違法性について周知する。	継続実施
147	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物収集・処理事業	住民環境課	継続実施	年末年始の役場集積場を、水道局1階公用車車庫棟に設置し、混雑の解消を図った。	改善	可燃ごみの排出抑制に取り組む。 当面の間、拠点回収を主とした分別収集を継続する。粗大ごみ収集については、現状の収集と個別有料収集を平行して継続し、拠点回収から戸別収集への移行に向け、検討する。 より効果的な、ごみステーション及び拠点で回収するごみ及び資源の分類について検討する。 ・町民、事業者が主体的、かつ、積極的にごみの分別、減量化並びに再資源化を行うことによる循環型社会の形成を推進すべく、広報やホームページ等を活用し分別排出及び減量化の啓発を継続する。 ・町民の利便性向上による再資源化ともやせるごみの減量化を推進するため、「紙類」の回収を拠点回収及び常設の回収施設での回収からごみステーション回収へ移行すべく準備を進める。 リユース、リサイクルを促し、ごみの排出量の抑制と費用負担の公平性の確保を図るため、粗大ごみの無料収集を廃止し、町民個人によるクリーンパークへの直接搬入と戸別有料収集への集約化を進める。	改善

番号	施策名	事務事業名	所管課課	前年度評価の方向性	令和2年度事業改善状況	令和2年度事業実施状況	今後の方針 ・うち令和3年度に対応するもの	今後の方向性
148	ごみ・し尿の適正な処理	廃棄物減量推進事業	住民環境課	改善	事業系一般廃棄物の減量化対策のために、長与・時津環境施設組合、時津町と協力し、月1回の抜打ちで行う展開検査を実施。また、その結果について収集・運搬業者並びに排出事業所へ即時指導を行った。 ・事業系一般廃棄物及び生活系一般廃棄物の分別及び減量化について、長与・時津環境施設組合・時津町と共同で対策及び啓発を行った。 広報、イベント等を通じ生ごみ処理機器購入補助の周知、啓発をおこなう。長崎県立大学シーボルト校との連携事業として、ごみの分別に関する映像を収録したDVDを制作した。	改善	「紙類」を、拠点回収及び常設の回収施設での回収からごみステーション回収へ移行し、町民の利便性を向上させることにより、再資源化ともやせるごみの減量化を推進する。 「粗大ごみ」の無料収集を廃止し、町民個人によるクリーンパークへの直接搬入と戸別有料収集へ集約することにより、リユース、リサイクルを促し、ごみの排出量の抑制と費用負担の公平性の確保を図る。 ・「紙類」のごみステーション回収化、及び「粗大ごみ」の有料収集化に向けて、収集・運搬態勢の見直し、及び新制度の町民への周知を行う。	改善
149	ごみ・し尿の適正な処理	し尿処理事業	住民環境課	継続実施	特になし	継続実施	汲取り世帯から下水道又は浄化槽への切替を推進するために現行制度の見直しを図り、一般の汲取り世帯数の減少を目指す。 ・汲取り世帯から下水道又は浄化槽への切替を推進する取組の検討を行う。	継続実施